

鳥取市立図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、鳥取市立図書館資料管理規則(昭和57年鳥取市教育委員会規則第3号)第3条の規定に基づき、鳥取市立図書館の図書館資料(以下「資料」という。)の収集にあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 公立図書館は、市民の「知る自由」を社会的に保障する機関である。市民の要求及び社会的動向等が十分に反映されるよう配慮して、市民の学習、文化、教養、調査研究、実用及び趣味・レクリエーション等に資する資料を計画的に幅広く収集するものとする。

- 2 知る自由を保障するために、市民の要求にもとづき、思想的・宗教的・政治的立場にとらわれず、自由で公正な資料の収集を行う。多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- 3 収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。
- 4 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- 5 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- 6 人権問題をはじめとする平和と人権確立の資料は、積極的に収集する。
- 7 図書館利用が困難な市民へは、適切な資料を収集する。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料は、図書、逐次刊行物(新聞、雑誌等)、行政・郷土資料、視聴覚資料その他形態や媒体を問わず必要な資料とする。

- 2 収集する資料は、原則として国内で発行及び製作されている資料とする。ただし、必要に応じて国外で発行及び製作されている資料も収集するものとする。

(収集の方法)

第4条 資料の収集は、購入、寄贈・寄託、複製等の方法による。

(資料収集の範囲、機能分担)

第5条 鳥取市立図書館(中央公民館図書室を含む)においては、中央図書館、地域図書館及び中央公民館図書室がそれぞれ役割を分担し、その求められる機能に応じて資料を収集する。

2 中央図書館は、全分野にわたり、基本的、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集し、地域図書館及び中央公民館図書室の機能にも留意して、体系的で均整のとれた蔵書構成とする。

3 地域図書館は、市民の多種多様な資料要求に応えるため、資料の価値及び潜在的な要求を考慮し、適切かつ必要なものを幅広く収集する。

4 中央公民館図書室は、基本的なものを中心として幅広く収集する。

5 学校図書館等への支援協力を考慮し収集に努める。

(選書会議等)

第6条 収集資料の選定にあたっては、各館で適宜選書会議等を設け、収集方針に基づき、公正に資料の選定を行う。また、寄贈資料等の受入も決定する。

2 蔵書評価により、適正な蔵書構成を図るとともに、適宜廃棄を行い蔵書の新鮮化に努める。

3 必要に応じ複本を備える。また、長く読みつがれ評価の定まった作品は、維持・更新にあたる。

4 リクエスト資料については、資料的価値および将来の利用を勘案し、必要と認められた場合は購入する。この収集方針に沿わない要求に対しては、図書館間相互協力などの手段によって可能な限り提供するよう努める。

(選書基準)

第7条 市民の学習、文化、教養、調査研究、実用及び趣味・レクリエーション等

に資するため、日常生活に必要な実用書をはじめ、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。

2 書き込み、切り取り又は組み立てを目的として作られた図書及び著しく破損しやすい図書、学習参考書・各種試験問題集及びテキスト類は、原則として収集しないものとする。

3 資料の種類別選書基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般図書

一般図書は、日常生活に必要な実用書をはじめ、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。

(2) 参考図書

参考図書は、市民の一般的な調査研究や市民が当面する諸課題を解決するために必要な辞典、事典、年鑑、白書、目録、地図等幅広く収集する。

(3) 児童図書

児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料、豊かな人間性を培う資料及び調査研究のための資料を幅広く収集する。また、長く読みつがれ評価の定まった作品は、十分な複本を揃える。

(4) ヤングアダルト図書

中学生、高校生世代を対象に、教養、趣味、娯楽、実用等にわたり関心の高い資料を収集する。

(5) コミック

コミックは、原則として、すでに完結した作品で評価の定まった作品を収集する。

(6) 行政・郷土資料

ア．鳥取市を中心とした地域、人物に関する資料は、図書を中心に映像資料も含め網羅的、体系的に収集する。また、古書についても必要に応じ収集する。

イ．特色のある資料として、砂丘、梨、カニ、和紙など地域の特性に関するもの、及び鳥取県を舞台にした著作は重点的に収集する。

ウ．鳥取市の姉妹都市に関する資料の収集に努める。

エ．鳥取市が刊行した行政資料は、関係機関と協力し網羅的に収集する。

(6) 逐次刊行物

新聞は、代表的一般紙のほか、地元紙及び各種の代表的専門紙を収集する。また雑誌は、各分野における主要なもの、時宜にかなない利用度の高いものを収集するものとし、年 1 回見直しを行なう。

(7) 視聴覚資料

市民のニーズを把握し、評価の定まった作品を中心に、必要に応じて多様なジャンルの優れた作品を収集する。また、視覚聴覚に障害がある市民のニーズを考慮し収集する。

(8) 点字、録音、大活字資料

点字・録音資料の収集については、他機関との相互協力による資料提供を考慮し、収集・作成するものとする。また、高齢者及び視覚障害者用資料として大活字本を収集する。

(9) その他

メディアの進展にあわせ、適切な資料を検討して収集する。また、必要に応じて、オンラインデータベースを提供する。

附 則

この内規は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

平成 2 年 4 月 1 日、施行。

平成 6 年 4 月 1 日、一部改正。

平成 1 9 年 1 0 月 1 日、全部改正。